

令和7年4月28日
福祉健康委員会
福祉企画課資料

舞鶴市重層の支援体制整備事業 実施計画

令和7年4月
舞鶴市

◆目次◆

- I 重層的支援体制整備事業について
 - 1 重層的支援体制整備事業を実施する背景と目的
 - 2 事業の概要
 - 3 重層的支援体制整備事業実施計画について
 - (1)位置づけ
 - (2)計画期間
 - (3)計画の策定経過

- II 各事業の実施体制及び実施内容について
 - 1 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)
 - (1)包括的相談支援事業について
 - (2)各相談支援機関における実施体制及び実施内容
 - 2 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)
 - (1)地域づくり事業について
 - (2)各事業における実施体制及び実施内容
 - 3 多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号及び同項第6号)
 - (1)多機関協働事業について
 - (2)実施体制及び実施内容
 - 4 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)
 - (1)参加支援事業について
 - (2)実施体制及び実施内容
 - 5 アウトリーチ支援事業(法第106条の4第2項第4号)
 - (1)アウトリーチ支援事業について
 - (2)実施体制及び実施内容

- III 重層的支援体制整備事業の推進体制
 - 1 支援会議
 - 2 重層的支援会議
 - 3 地域共生社会推進会議

I 重層的支援体制整備事業について

1 重層的支援体制整備事業を実施する背景と目的

全国的に、急速な少子高齢化の進行に加え、核家族化や住民相互のつながりの希薄化など、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、人々が抱える課題は、高齢、障害、子ども、生活困窮など、各福祉分野の制度や施策で容易に解決できるものばかりではなく、それらが複雑に重なり合った課題へと広がっています。

このような中、国において、平成30年4月の社会福祉法(以下「法」という。)改正により、高齢者のケアを主眼とする地域包括ケアシステムの考え方を地域に住むあらゆる人々に拡大する「地域共生社会」の実現へ向け、全世代・全対象型の支援を行う包括的支援を実現するという方針が打ち出されました。続く令和2年6月の法改正では、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の相談支援等、既存の取組や地域資源を活かしながら住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

舞鶴市においては、地域包括支援センターや地域生活支援センター、こども家庭センター、生活支援相談センター、社会福祉協議会など、分野ごとに様々な相談窓口が設置されています。それぞれの相談窓口は、分野外であっても一旦相談を受け止め、各分野の相談支援機関が連携し、適切な支援機関につなぐなどして、相談者に寄り添い、柔軟に対応してきたところです。

しかし、令和4年度に実施した、第5期舞鶴市地域福祉計画の策定にかかるアンケートやヒアリング調査においては、「複合化・複雑化した課題を抱えた相談者の増加による、支援の難しさや支援者側の疲弊」などの状況が確認され、舞鶴市全体の相談支援体制を見直す必要があることが分かりました。

これまでの福祉制度の概念は、対象者の属性や相談内容に応じたサービスにより支援するものでしたが、これからは、世帯(家族全体)の持つ課題を解決するために、属性や年齢、分野を超えて相談を受け止め、包括的に支援する体制の構築が求められています。そのため、重層的支援体制整備事業について、舞鶴市においては令和5年度から移行準備事業に着手し、令和7年度からは本格実施へ移行して取り組むこととしました。

重層的支援体制整備事業に取り組むことにより、舞鶴市の相談支援体制が、将来にわたって質と持続可能性を確保できる仕組みの構築を目指します。加えて、地域住民や自治会、民生児童委員、民間企業、関係機関などが協働する取組を、重層的支援体制整備事業のもとで実施することにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に取り組みます。

2 事業の概要

地域共生社会を実現するため、重層的支援体制整備事業として以下の事業を実施します。

- ①包括的相談支援事業
- ②地域づくり事業
- ③多機関協働事業
- ④参加支援事業
- ⑤アウトリーチ支援事業

①～⑤の事業を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図ります。

3 重層的支援体制整備事業実施計画について

(1)位置づけ

本計画は、法第106条の5の規定に基づく、「重層的支援体制整備事業実施計画(以下、「実施計画」という。))であり、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために策定するよう努めることとされているものです。

また、本計画は、「舞鶴市地域福祉計画」の基本理念に基づき、重層的支援体制整備事業を実施するため、事業の目的や実施体制等、必要な事項を具体的に定めるものです。なお、各分野で策定している計画(高齢者保健福祉計画など)に記載している事業のうち、重層的支援体制整備事業の対象事業については、本計画にも再掲しており、各計画の方向性や事業内容と整合を図ることとします。

(2)計画期間

本計画の計画期間は、第5期地域福祉計画の計画期間と合わせ、令和8年度までの2か年とします。

(3)計画の策定経過

実施計画の策定にあたっては、第5期地域福祉計画策定の際に実施したアンケートの調査結果や、重層的支援体制整備事業の移行準備事業(多機関協働事業)で実施した相談支援機関への聞き取り内容などをもとに、同事業で設置した市内連携会議において、策定作業を進めてきました。

II 各事業の実施体制及び実施内容について

1 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)

(1) 包括的相談支援事業について

高齢、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援機関が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービス等の情報提供や、適切な相談支援機関へのつなぎを行うほか、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、他の相談支援機関と連携を図ることにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

舞鶴市では、既に各相談支援機関が市民に認知され、様々な相談支援を実施する体制が構築できていることから、実施体制を「基本型」とし、各分野における既存の相談窓口を活用しながら、これらの連携を強化することで包括的相談支援事業に取り組み、切れ目のない相談支援体制をつくります。

【参考】実施体制の3類型「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」より

類 型	内 容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一の事業を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	複数分野(高齢、障害、子ども、生活困窮の最大4分野)における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。※介護と障害のみ等4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定される。また、地域型事業・拠点は包括的相談支援事業の各事業の基準を満たす必要はないが、その活動は、実施市町村内の基本型事業・拠点又は統合型事業・拠点との連携体制を確保するとともに、重層事業実施計画や支援会議の仕組みを通じて、専門的なバックアップを受けながら実施されることが必要である。

(2) 各相談支援機関における実施体制及び実施内容

(法第106条の4第2項第1号のイからニに掲げる事業)

① 地域包括支援センターの運営(イ)

名称	地域包括支援センター
圏域	市内全域
設置か所	7か所(概ね中学校区を生活圏域とする) 大浦・朝来・志楽地域包括支援センター 新舞鶴・三笠地域包括支援センター 倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター 中舞鶴地域包括支援センター 城北地域包括支援センター 城南地域包括支援センター 加佐地域包括支援センター

運営形態	直営及び委託(城南地域包括支援センターのみ直営)
実施内容	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、介護や福祉に関する相談を受け、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行う。
対象分野	高齢

②障害者相談支援事業(ロ)

名称	障害者相談支援センター
圏域	市内全域
設置か所	4か所 舞鶴市障害者生活支援センター 障害者地域生活支援センターほのぼの屋 地域生活支援センターみずなぎ 舞鶴市聴覚言語障害者支援センター
運営形態	委託
実施内容	障害のある人や家族等からの相談に専門員が応じ、地域における生活を総合的にサポートする。
対象分野	障害

③利用者支援事業(ハ)

名称	こども家庭センター
圏域	市内全域
設置か所	1か所
運営形態	直営及び委託(オンライン子育て相談事業を委託)
実施内容	妊娠期～18歳までの子どもについての総合相談窓口として、子育てや学校生活、非行、虐待などに関する相談を受け付け、地域のリソースや必要なサービスにつないでいくソーシャルワークの中心的役割を担う。アプリを活用したオンライン相談も可能。保健師、保育士、教員経験者などを配置。また地域資源の把握や発掘、開拓を通じて子育て支援施策を拡充し、当該支援を必要な家庭に確実に届ける。
対象分野	子ども

④生活困窮者自立相談支援事業(二)

名称	生活支援相談センター
圏域	市内全域
設置か所	1か所
運営形態	直営及び一部委託(舞鶴市社会福祉協議会に生活困窮者自立支援相談支援事業を委託)
実施内容	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行い、生活困窮者の自立の促進を図る。
対象分野	生活困窮(生活保護受給世帯を除く)

2 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)

(1)地域づくり事業について

高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域資源の開発や、ネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により、地域の多様な主体による取組を推進します。

舞鶴市においては、この働きかけは行政に加え、地域福祉活動の推進において中核を担う社会福祉協議会が中心となって取り組みます。地域の関係者が集まって話し合うことをきっかけに、地域住民や福祉以外の分野の団体、企業等との協働を展開し、地域の見守り活動の活発化やつながりの促進などを目指し、地域活動のプラットフォームとなる取組を実施します。具体的には、①～⑤の各分野で実施する地域づくり事業への住民参加や、地域住民のニーズに応じた地域住民が主体となる活動の創出(新設及び既存のもの見直し)のための支援を行います。

(2)各事業における実施体制及び実施内容

①一般介護予防事業(介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち地域介護予防活動支援事業

名称	(1)農閑期介護予防事業 (2)認知症予防プログラム事業 (3)運動指導員派遣事業 (4)いきがいデイサービス事業 (5)介護予防ボランティア育成・支援事業 (6)地域支え合いサロン活動支援事業
圏域	市内全域(事業により、実施のない地域あり)
運営形態	直営、委託、団体補助
実施内容	要介護状態への移行を予防するため、運動・脳トレ・交流などを実施。(詳細は各事業による)
対象者	おおむね65歳以上(詳細は各事業による)

②包括的支援事業(介護保険法第115条の45第2項第5号)のうち生活支援体制整備事業

名称	生活支援体制整備事業
圏域	市内全域
設置か所	第1層:舞鶴市高齢者支援課 第2層:圏域地域包括支援センター
運営形態	直営及び委託
実施内容	生活支援コーディネーターを配置し、関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、下記のコーディネート業務を通して、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。 ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③ 関係者のネットワーク化 ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発(担い手を養成し、組織化し、支援活動につなげる機能) ⑥ ニーズとサービスのマッチング

③基礎的事業(障害者総合支援法第77条第1項第9号)及び地域活動支援センター機能強化事業

名称	地域活動支援センター
圏域	市内全域
設置か所	(1)障害者地域生活支援センターほのぼの屋 (2)舞鶴市聴覚言語障害者支援センター (3)舞鶴市障害者生活支援センター
運営形態	委託
実施内容	陶芸や絵画教室、手芸などの創作的活動や障害のある人同士の交流促進等を図る。
対象者	(1)・・・精神保健福祉手帳もしくは自立支援医療受給者証を持つ人 (2)・・・身体障害者手帳を持つ人 (3)・・・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を持つ人

④地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号)

名称	子育てひろば(4か所) 子育て支援基幹ひろば 子育てひろば さるなあと 子育てひろば ひまわり 子育てひろば ほっと 子育て交流施設 あそびあむ(1か所)
圏域	市内全域
設置か所	5か所
運営形態	直営及び委託
実施内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う。
対象者	子どもや保護者など

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

名称	生活困窮者支援等地域づくり事業
圏域	市内全域
運営形態	委託
実施内容	参加支援コーディネーターと連携・協働し、身近な地域において住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える世帯の早期発見、気軽に安心して通えるカフェや教室などの居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、企業の社会貢献活動の検討や試行など地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う。 ①地域住民のニーズ・生活課題の把握 ②地域住民の活動支援・情報発信等 ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

3 多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号及び同項第6号)

(1)多機関協働事業について

本事業は、単独の相談支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例に対して、支援会議等において関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、事例全体の調整役を担うことにより、関係機関を支援します。また、支援プランを作成して重層的支援会議に諮り、各分野の相談支援機関の連携をより深め、本市における包括的な支援体制を構築します。

(2)実施体制及び実施内容

圏域	市内全域
設置か所	1か所
運営形態	委託(舞鶴市社会福祉協議会に包括化推進員を配置)及び直営(庁内包括マネージャー)
実施内容	<p>①相談受付・・・複合化・複雑化した支援ニーズを有する等、関係機関等が連携することが望ましい事例について、相談を受け付ける。</p> <p>②アセスメント・・・包括的相談支援事業者からの情報提供もしくは本人への直接訪問により実施。</p> <p>③プラン作成・・・関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成し、重層的支援会議において協議する。</p> <p>④支援の実施・・・支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となりプランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行う。</p> <p>⑤終結・・・本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、多機関協働事業の関わりは一旦終了する。ただし、支援の終結後も関係機関と情報共有等ができる体制を確保しておくものとする。</p>

4 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)

(1)参加支援事業について

既存の社会参加に向けた事業では対応できない対象者のため、本人及びその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、そのニーズと、地域の社会資源や支援メニューの調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指す事業です。具体的には、既存の社会資源に働きかけ、その拡充を図ることや新たな支援メニューの創出などに取り組みます。

※支援メニューの例・・・社会福祉法人、就労支援事業所、企業、市民活動団体などによる就労体験、居場所づくりなど

(2)実施体制及び実施内容

圏域	市内全域
設置か所	1か所
運営形態	委託(舞鶴市社会福祉協議会に参加支援コーディネーターを配置)
実施内容	参加支援コーディネーターは、人や地域とのつながりが希薄化している本人やその世帯に対し、多機関協働事業者と連携し、相談受付・アセスメントによりプランを作成したのち、重層的支援会議に諮る。支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチング

	と共に、必要に応じて社会資源に働きかけを行い、既存の支援メニューの拡充や、新たな支援メニューを増やす取組を行う。また、定着支援としてフォローアップを行い、本人の支援について受け入れ先と相談・調整を行う。
対象者	既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している者など

5 アウトリーチ支援事業(法第106条の4第2項第4号)

(1)アウトリーチ支援事業について

アウトリーチ支援事業は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、まずは複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。支援が届いていない人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくり、適切な窓口や支援につなげることを目指します。

この事業の支援対象者は、長期にわたり地域や他者とのつながりが希薄化している等の理由から、本人とアウトリーチ支援事業者との関係の構築に時間がかかることが想定されます。

(2)実施体制及び実施内容

複合化・複雑化した課題を抱えながらも、助けを求めている世帯や、助けを求めることができない状況にある世帯を、継続的に見守り続けながら介入のタイミングをはかるなど、支援の必要性を見極めながらアプローチを続けていきます。また、8050世帯になりそうな世帯や、頼れる身寄りがない世帯など、今後支援が必要になることが予測される世帯に対しては「予防的観点」を持って介入し、見通しを持って支援方法を提案するなど、適切な相談支援機関や制度につなげることを意識して取り組みます。

圏域	市内全域
設置か所	1か所
運営形態	直営(舞鶴市生活支援相談課にアウトリーチ支援員を配置)
実施内容	<p>① 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集 …潜在的なニーズを抱える方を早期に発見するために、関係機関と日ごろから連携し、情報共有を行う。</p> <p>② 事前調整 …対象者の相談が寄せられたのち、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討し、情報収集などを行う。必要に応じて、支援会議を活用する。</p> <p>③ 関係性構築に向けた支援 …手紙、メールなど、本人やその世帯とつながりを形成するためのアプローチを継続的に実施する。</p> <p>④ 家庭訪問や同行支援 …本人に会えたのち、継続的な訪問の実施や、必要な支援機関への同行訪問を行う。</p>
対象者	潜在的な相談者、必要な支援が届いていない者・世帯

Ⅲ 重層的支援体制整備事業の推進体制

重層的支援体制整備事業においては、個別の事案を検討する会議(支援会議)、多機関協働事業者が作成したプランに関する協議・評価等を行う会議(重層的支援会議)、重層的支援体制整備事業の全体に関する協議を行う会議(地域共生社会推進会議)の3つの会議体を設置し、事業を推進します。

1 支援会議【第3層】

複合化・複雑化した課題を抱える人に対する適切な支援を図るため、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、「舞鶴市重層的支援体制整備事業支援会議」を設置します。これにより、支援会議が開催される場合、会議の構成員に対しては守秘義務が課されることとなります。

なお、支援会議は以下の3つの事務を所掌します。

- ①複合化・複雑化した課題を抱える人に対する支援を図るために必要な情報の交換
- ②複合化・複雑化した課題を抱える人が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- ③その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

2 重層的支援会議【第2層】

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、次の3つの役割を果たすことが求められるものです。

A. プランの適切性の評価	多機関協働事業者が作成したプランについて、参加者の合議のもとで適切性を判断する。
B. プラン終結時等の評価	多機関協働事業のプラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、関係機関の支援を終結するかどうかを検討する。
C. 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討	個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組を検討する。

※「プラン」には、参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランを含む。

舞鶴市における重層的支援会議は、多機関協働事業者と市が主催し、必要に応じて市の担当課や、包括的相談支援事業者等が参加することとします。また、アウトリーチ支援事業者や参加支援事業者が参加することも想定されます。

3 地域共生社会推進会議【第1層】

地域共生社会推進会議は、重層的支援体制整備事業実施計画の進捗確認や課題検討を主な目的として開催します。会議の構成員は、地域福祉計画の策定懇話会の委員を兼ね、両方の計画が連動し、一体的な計画となるよう検討・見直しを実施します。

地域共生社会推進会議で決定した計画や事業の方向性などは、市内の関係機関が集まる「地域共生ネットワーク会議」において、共有し意見交換等を行います。また、多機関協働事業者が発行するニュースレターも活用し、事業全体の周知や情報共有を行います。